

掛川市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成24年3月26日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月26日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	道坂新町線	上張字道坂476-19	掛川字新町113	
2	大池三ノ坪四ノ坪線支線	大池字三ノ坪2631-1	大池字三ノ坪2128-6	